

国立大学教育実践研究関連センター協議会規約

制定 昭和 47 年 8 月 31 日
改正(施行)昭和 50 年 2 月 19 日
改正(施行)昭和 58 年 2 月 23 日
改正(施行)平成 5 年 10 月 9 日
改正(施行)平成 9 年 4 月 1 日
改正(施行)平成 9 年 9 月 10 日
改正(施行)平成 10 年 9 月 25 日
改正(施行)平成 12 年 10 月 6 日
改正(施行)平成 17 年 2 月 15 日

(名 称)

第 1 条 本会は、国立大学教育実践研究関連センター協議会（以下「協議会」と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、センター相互の協力により教育実践・臨床教育研究および教育工学等に関する研究を行ない、教育の発展をはかることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、国立大学法人および独立行政法人に設置された教育実践研究に関するセンター（以下「センター」という。）をもって組織する。

第 4 条 本会の会議は、総会・部門会議・常任幹事会とする。

第 5 条 本会は、本会の事業および運営に関する重要な事項を審議決定する。

第 6 条 本会は、定期的に開催する。

第 7 条 監査は役員の中から 2 名会長が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。監査は本会の会計を監査する。

(事 業)

第 8 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育実践・臨床教育研究及び教育工学等に関する内外の資料の研究調査並びに情報交換
- (2) 教育実践・臨床教育研究及び教育工学等に関する研究集会などの開催
- (3) センターの組織・設備及び事業等に関する研究
- (4) 内外の関連機関並びに団体等との研究・連絡協力
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事から

(役 員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 常任幹事 | 若干名 |
| (5) 庶務担当幹事 | 若干名 |
| (6) 国際協力担当幹事 | 若干名 |
| (7) 研究開発担当幹事 | 若干名 |
| (8) 本会の事業遂行に必要な担当幹事 | 若干名 |

2 前項の役員のうち、会長については、常任幹事会の推薦に基づき総会の承認をうる。副会長及びその

他の役員については、会長が委嘱する。

3 役員任期は西暦奇数年を初年度とする2年とする。ただし、再任は妨げない。やむを得ない事情により任期途中で交代した場合には前任者の残任期間とする。

4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。会長に事故のあるときは、副会長がこれを代行する。

(総会)

第10条 本会に総会を置く。総会はセンター構成員をもって組織し、会長が招集する。

第11条 総会は、本会の事業の立案、その他重要な事項を審議する。

(部門会議)

第12条 本会にいくつかの部門会議を置き、センター各部門担当構成員をもって組織する。

第13条 部門会議に関して必要な事項は総会において定める。

(常任幹事会)

第14条 常任幹事会は役員をもって構成し本会の事業の実務にあたる。

(事業プロジェクト)

第15条 本会の第8条に示した目的を推進するため、期間を限定した事業プロジェクトをいくつか置くことができる。

第16条 事業プロジェクトの構成は会長が関連する役員と協議して定める。

(会費)

第17条 本会の経費は、加盟機関からの会費によって支弁する。会費及び徴収方法等については別途定める。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。予算及び決算は、総会において承認するものとする。

(事務局)

第19条 本会は、事務局を東京学芸大学教育実践研究支援センター内に置く。

附 則

本規約は、昭和47年8月31日から施行する。